

議案第159号

大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正  
する条例案

大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号イ中「260,000立方メートル」を「151,000立方メートル」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成29年9月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

工業用水道事業の1日最大給水量を変更するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例 (抄)

(経営の基本)

第3条 省 略

2 水道事業等の事業計画は、次のとおりとする。

(1) 省 略

(2) 工業用水道事業

ア 省 略

イ 1日最大給水量 260,000立方メートル  
151,000立方メートル